

平成17年7月25日
警 察 庁

第6回意見書（岡村構成員）について

修復的司法のプログラムを地域社会における教育活動として導入することには反対である。（岡村構成員）

警察庁では、警察における指導・助言及び被害者等に対する支援の一環として、警察職員がコーディネーターとなり、非行少年、その保護者、被害者等に、当該非行について対話のための機会を提供する「少年対話会」をモデル事業として実施し（平成17年秋から各都道府県警察で実施予定）、その有効性、効果的な運営方法等を調査研究することとしているものであり、地域社会における教育活動として少年対話会（修復的カンファレンス）を実施するものではない。

なお、警察庁においては、上記のとおり、修復的カンファレンスモデル事業を、非行少年の立直り及び被害者等に対する支援の一環として、その有効性、効果的な運営方法等を調査研究するものと位置づけているところである。そこで、「修復的司法プログラムの導入」を警察庁の施策として挙げる場合には、基本法第21条関係の一つとすべきであると考えます。